

# 1 議 事 日 程（2日目）

〔平成17年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成17年12月5日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第81号 市道路線の廃止について
- 日程第3 議案第82号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第83号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第5 議案第84号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第6 議案第85号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第7 議案第86号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第8 議案第87号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第9 議案第88号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第10 議案第89号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第90号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について
- 日程第12 議案第91号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第92号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少に関する協議について
- 日程第14 議案第93号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第94号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について
- 日程第16 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について

- 日程第17 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第18 議案第97号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第98号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第100号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第101号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第102号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第103号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第104号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第105号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第106号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第109号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第110号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第111号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第33 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願
- 日程第34 請願第6号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求めらる」意見書採択に関する請願

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	人権・同和政策課長	津田秀司
福祉課長	新納照文	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
上下水道課長	宮原勝美	社会教育課長	松田満男

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	花田敏浩
書記	満崎哲也

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 質疑の通告がちょっと多いので、箇条書きで出しました通告書に基づいて、そのまま読み上げます。

まず1点目、市民プール、北谷運動公園ともに応募が何社あり、管理者はそれぞれシンコースポーツと財団に決定した理由について。

2点目、北谷運動公園については財団が引き続き管理者に指定をされていますが、主にどこを見直しして経費削減を図ろうとお考えなのでしょう。

3点目、管理料算出の仕方と減額見込み。

4点目、市民プールの方で現在財団が雇用している職員、嘱託、臨時も含めまして何人おられて、指定管理者に移行したときその職員はどうなるのでしょうか。

5点目、シンコースポーツが提出をされております管理運営計画によりますと、屋外プールの開館時間を19時30分から17時30分に変更することが提案をされております。これまでの17時30分から19時30分の間の利用状況を数字で把握されていますか。

6点目、事故等があった場合の責任の所在について、市の考えを伺っておきたいと思えます。

7点目、議決後に協定書の締結を行います、その内容は公開の対象なのでしょう。対象になる場合は、その方法についてご説明ください。

8点目、指定管理者が事業を開始するまでのスケジュールについて。

9点目、毎年度終了後に事業報告書の提出が義務づけられていますが、当該施設で情報を閲覧するなどの情報公開をするお考えがあるのかどうかを伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） おはようございます。質疑の9項目につきまして、順次お答えしたいと思います。

1点目の応募が何社あって、決定した理由につきまして、史跡水辺公園は2社、北谷運動公園は3社の応募がありました。

決定の理由につきましては、指定管理者候補者選定委員会におきまして、経営能力や実績等の書類審査及び面接を行い、条例第4条に規定する市民サービスの向上が図られるもの、施設の効果を最大に発揮できるもの、施設の管理経費の縮減が図られるなどの観点から総合評価した結果、得点数が一番高い応募者に決定をいたしております。

2点目の北谷運動公園についての件でございますが、北谷運動公園につきましては財団が指定管理者の候補者となっておりますが、指定管理者制度に変更することによって今までと違ひまして、例えば野球場の開放時間を早めたり、テニス教室の開催など自主事業を増やし、市民サービスの向上に努める一方、公園、広場の草刈りなど維持管理費を削減、見直しし、トータルで経費節減を行います。

3点目の管理料算出の仕方と減額の見込みにつきまして、史跡水辺公園では平成16年度決算額、平成17年度予算額をもとに、算出額から歳入額を差し引いた金額に自主事業等による収入増及び管理運営費の縮減を考慮して算出いたしております。なお、平成16年度は営繕工事によりまして、1か月の休園がありましたので、その分を再計算した場合の見込み歳出額から見込み歳入額を差し引いた管理委託料との比較で、平成18年度約1,000万円の経費削減となっております。

4点目の市民プールの方で財団が雇用している職員の関係につきまして、現在太宰府史跡水辺公園の嘱託職員は5名、臨時職員は2名、パート8名、合計15名で、ローリング勤務表により業務を行っております。現在雇用されている職員等の採用につきましては、選定実施要領、項目の中に努力事項として本人の希望により面接等を行い、雇用されることの努力を明記しております。シンコースポーツでも、地域の活性化と社会貢献として、地元採用者による施設運営をする旨うたっております。

5点目の屋外の利用状況でございますが、夏休み期間における小学生の帰宅時間は午後5時までに帰宅することが学校より指導をされております。このことから、午後5時半以降の利用者は極端に少なく、経費縮減の観点からも閉園時間の変更はやむを得ないと考えております。なお、野外プールの午後5時半からの利用状況は把握をいたしておりません。屋内、屋外プールの夏季期間の午後5時から午後8時までの利用状況は、平成16年度3,981人、平成17年度3,919人の入場者数となっており、大半は屋内プールの利用者となっております。

次に、6点目でございますが、事故等があった場合の責任の所在について市の考えでございます。事故等の対応につきましては、事故の原因により管理者の過失の状況を判断した上で、市と指定管理者との協議で決めたいと考えております。このことにつきましては、今後結ぶ協

定書に入れる項目といたしております。

次に、7点目でございますが、協定書の締結内容は公開の対象かということでございます。今議会におきまして、太宰府市公の施設に係る指定管理者に関する議決を受けまして、該当するシンコースポーツ株式会社九州支店及び太宰府市文化スポーツ振興財団と協議し、協定書を締結する計画でございます。したがって、協定書の締結後は公開の対象とし、申請がありましたら閲覧できるよう考えております。

8点目の指定管理者が事業を開始するまでのスケジュールにつきまして、議会議決後、12月下旬より協定書の作成を予定しており、1月中旬をめぐり協定書の締結を考えております。その後のスケジュールにつきましては、3月上旬をめぐり指定管理者の現場での業務確認や移行事務を行いまして、4月1日から指定管理者による管理運営が開始されます。

9点目の事業報告書の提出に関する閲覧等でございますが、当該施設の情報公開につきましては、本市の条例にも規定いたしておりますとおり、閲覧申請がありましたら公開する考えであります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 3番目の管理料算出のところ再質問いたします。

先ほど、減額の見込みが1,000万円というふうに言われましたけれども、これは合わせたところでの金額だろうと思うんですが、別々に算出はできないんですか。市民プールと北谷スポーツ運動公園の方の減額の見込みというのは数字出せますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 約1,000万円の経費削減というのは、史跡水辺公園に関して約1,000万円の削減ということでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） そしたら、財団の方は幾らぐらいになりますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 平成17年度予算と比べまして約30万円の減額です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第80号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第2 議案第81号 市道路線の廃止について

議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第81号「市道路線の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第3 議案第82号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第82号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第82号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第4から日程第15まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第83号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」から日程第15、議案第94号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第15までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第4から日程第15までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第83号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第83号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第84号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共

団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」これから質疑を行います  
すが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第84号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第85号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共  
団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」これから質疑を行いま  
すが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第85号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第86号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共  
団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」これから質疑を行いま  
すが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)



議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第86号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第87号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第87号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第88号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第88号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第89号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第89号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第90号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第90号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第91号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第91号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第92号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少に関する協議について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第92号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第93号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第93号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第94号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号を可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立であります。

したがって、議案第94号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分

~~~~~

日程第16 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第16、議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第95号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第17 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第17、議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告があつていただきますので、これを許可します。

6番 門田直樹議員。

6番 ( 門田直樹議員 ) 議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」質疑いたします。

まず、市民生活部長の6月の定例会のご答弁では、新男女共同参画基本計画が作成されておらんから、そういった国の動向を見ながらですね、または人権擁護法案等々見ながら準備をしていくというふうなご答弁だったと思いますが、特にまだ国の方でそういうふうな動きはないと思うんですけども、ここに至って急に提案されてきたということはどういうことか、まずこの点をお伺いします。

議長 ( 村山弘行議員 ) 市民生活部長。

市民生活部長 ( 関岡 勉 ) 男女共同参画社会基本法は男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題と位置づけ、各自治体にも国の施策に準じて取り組む責務を規定しております。

本市では、平成15年3月に策定いたしました太宰府市男女共同参画プランに基づき、市民の皆様との協働のもとに男女共同参画社会を目指す取り組みを進めてまいりましたが、性別による固定的な役割分担を背景とした社会的、経済的な格差あるいは一人ひとりの多様な生き方の選択に対して、実質的に平等な機会が確保されていないなど数々の課題が残っていると認識しております。

本条例案を検討している時期を同じくして、国では人権擁護法案提案の動きがあり、あるい

は男女共同参画基本計画の改定作業中でありましたことから、その進捗に注目しておりました。本条例案は、男女の性別に起因する差別的取り扱いから発生する人権侵害から救済する仕組みをとっておりますが、これは人権擁護法案の考え方を生かし、先取りするものと理解しております。また、国の男女共同参画施策がさらに幅広い分野にわたり、一層推進されるのであろうという中で、本市といたしましても総合的、計画的に男女共同参画施策を推進していくことに法的裏づけを持たせることの必要性を認め、本条例案を提案した次第でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） そうですね。人権擁護法案の中身を先取りされてるところが何点かあると思います。また、この人権擁護法案につきましても、この当条例とは直接には関係ありませんけれども、いろいろな議論があるところですね。特に、人権侵害とは何なのかという明確な規定がないというところが一番問題だと言われております。

そこで、市は条例案を提出されたんですが、これは審議会が答申された内容をですね、いわゆるオンブズパーソン等盛り込んだ内容と基本的にはほとんど変わってないと。オンブズパーソンという片仮名を推進委員という日本語にかえてはおりますけれども、中身はもう同じですね。いわゆる強権を持つ第三者機関であるということに変わりはないと思います。詳しくは一般質問でいろいろとお聞きしますけれども、こういうことに関してですね、国というのは都道府県に対してそういう条例をつくりなさいということをやっていますね。ただ、市町村に関してはこれは努力目標、そういうふうなことを、計画を策定することを期待するということが条例をつくった方がいいよという程度の文言だったと思うんですが、まずその辺がどうなのかと。それでもつくられるということでしたら、やはりバランスですね。いわゆる良識的と言われるような東京の荒川区とか宇部市とか、そういうふうなものは再三私の個人質問でもあるいはほかの場所でもほかの方もいろいろと提案もされていますね。そういったような調査をされたのかどうか。内容はですね、具体的に言いますと、やはり非常に偏っていると。基本法の中身ですね、基本法でも非常にアバウトなところがありますから、そのその解釈の仕方一つとっても、何度もここでもやりとりしましたけれども、少し温度差があると、解釈の違いがあると。そういったところで、条例をつくるならばやはり一般市民、大多数の市民の理解が得られるような、理解が得られるような、そういうふうな穏当なものにすべきではなかったかと思うのですが、非常に私なんかから見ると偏っていると、かなり強烈なものが提案されたんだなと思います。どういうバランスを考えられたかということですね。

また、この中で推進委員と先ほども言いましたが、呼びかえておられますけれども、これにつきましてですね、なぜ市の窓口でそれができないのかとですね。なぜ外部に第三者機関をつくらなければいけないのかということですね。この前の市長の提案理由の説明、また全員協議会での骨子の説明ではその辺のところの説明がなかったもので、ちょっとここで聞きしたいのと。もしここで間違いがあったときですね。人間ですから、人間がやるんですから間違いがあ

ると思います。間違いがあったときにどうするのかと、新たな人権侵害が起きるわけですね。裁判だったらこれの上告審はありますね。ところが、この推進委員というのは検察と裁判官とがもう一緒になったような機能ですね。そこで人権侵害というものがもう人権侵害なわけですね。そして、それを市長はその勧告を尊重しなければならないということで、もしそれを本当に勧告した場合に、それが間違いだったと後でわかったときにですね、一体どういう対応をとられるのか、まずそこをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 暫時ここで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

~~~~~

再開 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 何点かご質問がっておりますが、まず1点目のなぜ太宰府市が条例をつくるようになったのかということでございますが、この基本法の中の第9条で地方公共団体の責務というのがございまして、そういうものを受けまして先ほどご答弁申し上げましたように、本市においてもその期が熟しているということにおきまして、今回提案をさせていただいているものでございます。

それから、推進委員の役割等々の関係でございますが、これは地方自治法138条の4第3項に基づきますところの附属機関の委員でございます。附属機関の委員といえますのは、おのずと限界がございます。そうしたものを受けまして、その限界の範囲の中で推進委員としての取り組みをお願いしたいというふうに思っております。じゃあなぜそういう推進委員が必要なのかということでございますが、この推進委員の必要性につきましては、市が行った施策等々に関しますところのそうした苦情等でありますとか、そういう問題につきましてはその第三者機関を通しまして、市に対するところのそういうものを代弁してもらうという形になるわけでございます。しかし、本市の特徴といたしましては、この推進委員が1人でそういう行為ができないようになっておりまして、この条例の中で合議制を入れさせていただいております。基本的には市長に対し、市長から推進委員に対しという、そういうルートを確立しまして、その推進委員自らが動くという部分につきましては規制を一部かけているわけでございます。いずれにしても、先ほど申し上げておりますように、地方自治法の附属機関の委員としての範疇の中でこの役割を担ってもらうということでございますので、ご心配の向きにつきましてはそういうことでご理解をいただければというふうに願うところでございます。

それからもう一点、この条例案をつくるときに、先ほど言われました宇部市あたりを検討したのかということでございますが、そのあたりも十分に検討をした上で、今現在の太宰府市におきますところの男女共同参画社会を考えてみたときに、どういう条例が一番ふさわしいのかということ十分に時間をかけて議論をし、集約したものがお手元に配付している条例案にな

っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いできればと願うものでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） じゃあ、少し簡略に具体的に幾つかお聞きします。

この条例の中でですね、説明があってない部分で、ちょっと意味を確認しときたいところがありますので、まずですね、最低限これだけはこのところ。まず26条、調査ですけども、26条の推進委員の調査、これ必要な調査というのは具体的にどういう調査を、例えば家宅捜査とかですね、書類の押収とか保全を命令するとか何かいろいろあると思うんですが、その辺のところをもう少し具体的にお聞かせください。

それから、第27条第4項の推進委員が必要に応じて公表することができる、その公表の内容、具体的に何を公表するのかですね。ここはプライバシーと人権に必要な配慮ということでしたら、氏名とか住所とかそういうものは出さずに一般例としてこういうことがあったよということなのか、そこら辺のところですね。どういう公表をされるのか。

また、31条の第3項ですね、これも公表というところがありますけれども、これも具体的に何を公表するのか。32条もそうですね、必要な事項を公表することができる。その点を最後にそこだけお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず1点目の第26条関係でございますが、これにつきましてはその条文に掲げておりますように、推進委員は苦情等の申し出があったときは必要な調査を行うものとするという形にしております。その必要な調査という部分の中身でございますけれども、この苦情の申し出がどういう申し出であるかという形にも変わってくると思いますが、その場合、必要と認めるときは関係人から事情を聞く、あるいは記録の提出を求め、または実施調査を行うことができるという形で条文の中では規定をしているわけでございます。この部分につきましては、一応この条例に沿ったところで、その手続等々につきましては規則に委任をしたいというふうに思っております。

それから、報告ですが、報告の中身につきましては申し出の内容等々によりまして、その内容等によったところで、委員の合議制によりましたところの部分の中でどういう報告を行っていくかという形になるかというふうに思っておりますが、現時点でこういうことを想定してこういうことでこうだということでは、そのケースケースに応じてその報告等々がなされるものというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第96号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第18から日程第25まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第25、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第25までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第97号について通告がありますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今回、11施設の減免規程の見直しに関する議案が提出をされておりますが、幾つかの議案にまたがりませんが、議案第97号で一括でお聞きしたいと思います。

減免規程の見直しに際し、条例の中に、市長あるいは教育委員会は特別な理由があると認めるときは使用料を減免することができるかと入っておりますが、この特別な理由というところが明確になっているのかどうかをお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回、公共施設の減免の見直しに伴いまして、当然減免すべき事項については今回条例の中に織り込んだ条例改正を提案させていただいております。

ご質問の市長が認める特別な理由につきましては、特に意図したものはございませんで、条例上で規定できない事項が生じることも考えられますために、制度設計上、規程を設けているものでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この減免規程の見直しをするということが出されたときには、まず一つが財政難のための見直しと、そしてもう一つが各施設によって減免する団体がですね、その所管の職員の判断でされているから不平等性をなくすために見直すんだということの説明がたしかあっておったと思いますが、それを言われるならばきっちりと規定をしておくべきだろうというふうに思いますが、その点のお考えについてちょっともう一度聞かせてください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この市長が認める特別な理由というのが、現在まで拡大解釈されておりました、通年を通して、例えば定期団体については半額減免をするよというような不明確な分がございましたので、これは明らかにやはり条例上で減額する場合等については、皆さんの議決をもらって条例で制定するのが正しいだろうというふうに考えておりました、今回そういうことをきちと皆さんの前で料金を改定させていただきました。そのほかに、特別な理由という場合は税法でも何でもですけども、例えば災害等で本当に想定できない事項が発生した



と、そういうふうになにに、二回あるかないか程度ぐらゐのものを特別な理由というふうなことが大体法的に想定されておりまして、今後はそういうふうな取り扱いをしまゐりたいというふうな考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第97号から議案第104号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第26、議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第27、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第105号及び議案第106号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第28 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第28、議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第107号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第29 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

議長（村山弘行議員） 日程第29、議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第108号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第30から日程第32まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第30、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第32、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30から日程第32までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第109号から議案第111号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第33 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について  
国に意見書提出をお願いする請願

議長（村山弘行議員） 日程第33、請願第5号「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） この請願は、全日本年金者組合福岡県本部筑紫朝倉支部の組合の方から、ぜひこの太宰府市議会でも現在の年金状況について政府に意見書を上げていただきたいということでもあります。現在、1,110の自治体が意見書を国に上げております。また、請願の趣旨のところにありますように、7月27日に指定都市市長会、次のページに最低年金を提案という形で添付をさせていただいております。

皆さんもご存じのように、2004年に年金改革という形で年金保険料が毎年上がるようになりました。そして、逆に年金給付は年齢がどんどん上がっていくというか、こういう状況で65歳、将来的には66歳とか70歳というふうになるんじゃないかと。こういう状況の中で、今の若い方々が年金に対する不安もありますし、空洞化があると。こういう今年金に対する大変な不安があります。

請願書の裏になっておりますが、現在無年金者が全国で60万人、それから特に国民年金ですが909万人ということで、この国民年金は40年間かけてもほんのわずかな金額です。現在では4万6,000円の平均、ところが納付率は大変、今までは地方自治体の関係でやっておりましたが、社会保険事務所の事務になっておりますが63.4%。大変年金に対する納付率が悪い状況の中で、給付は少なく掛金は高くなる、こういう状況の中で、やはり最低保障をぴしっと国が決めるべきだというのが指定都市市長会や年金者組合の要望であります。

下の方に書いてありますが、この財源はどうするかということですが、まず初めに道路特定

財源というのが国会でも論議になっておりますが、ガソリンを1ℓ当たりに対して幾らと、こういう税金が道路維持だけに使われているということ、これを一般財源にしたかどうかということ。それから、税制の問題でも特に大企業のITについての取得時の減税だとか、大企業にはいろんな様々な引当金だとか開発費、こういうものが課税対象から外されていますが、こういう大企業の優遇税制を見直すこと、それから特に高額所得者に対するやはり税制が今回も特別に配慮されておりますが、こういう高額所得者に対する是正を行うことによって年金の最低年金が保障できると、こういう状況ですので、こういう実情をご理解いただき、意見書の提出をいただきたいということです。それから、意見書案については委員会の方に提出をしたいと考えております。

請願事項については2項目です。全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。年金額については最低8万円を保障できるような制度にしていただきたい。そして、こういう年金を、政府も考えているようですが、この年金財源を消費税引き上げ、それから市民に増税を押しつけるような年金の部分の財源には充てないでいただきたいと、こういう状況です。ぜひ委員会でも審議をいただき、またこの議会でも意見書を上げていただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第5号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第34 請願第6号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第34、請願第6号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する請願」について理由を説明いたします。

この件につきましては、議員各位もニュースなどでご存じのことと思います。理由につきましては、要旨の中でご説明しておりますが、このBSEについては人体に与える影響もまだ解

明されていません。日本は日本の基準に従って20か月齢以下の牛肉については安全だという調査結果を発表していますが、これもあくまでリスクが低いという内容になっており、さらに現在アメリカはアメリカの検査基準である30か月齢以下の牛肉の輸入再開を求めています。民間の調査機関の調べでも消費者の7割が不安を感じ、42%はアメリカ産牛肉を購入しないという結果が出ています。しかし、外食産業や学校給食などにおいては選択の余地はなく、特に子どもたちの食の安全は確保できません。この案件については、県議会、福岡市議会においても全会一致で採択されており、太宰府市議会においてもご検討いただき、ぜひ採択していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第6号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前10時57分

~~~~~